

公示番号：180245

国名：エジプト

担当部署：人間開発部 高等教育・社会保障グループ 高等・技術教育チーム

案件名：エジプト日本科学技術大学（E-JUST）プロジェクトフェーズ2終了時評価調査・フェーズ3詳細計画策定調査（評価分析）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2018年9月上旬から2018年10月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.70 M/M、現地 0.50 M/M、合計 1.20 M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
7日	15日	7日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：8月15日（12時まで）
- (4) 提出方法：専用アドレス（[e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)）への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）  
提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）（<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>）をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2018年8月28日（火）までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
  - ① 業務実施の基本方針 16点
  - ② 業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等：
  - ① 類似業務の経験 40点
  - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8点
  - ③ 語学力 16点

#### ④ その他学位、資格等

16点  
(計100点)

類似業務	教育分野にかかる各種評価調査
対象国／類似地域	エジプト／全途上国
語学の種類	英語

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めません。また、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：特になし

#### 6. 業務の背景

エジプトは、近年国立大学における授業料の無償化により学生数が増加しており、これに伴い教員一人当たりの学生数も増加、教育の質の低下が深刻化している。エジプト国内の大学における講義は全般的に座学による理論中心で、実践的、先端的な教育を行う大学は限定的であり、研究面においても機材の不足等により、総じて大学の研究能力は高くない。そのため理工系分野の優秀な学生は海外留学し、そのまま海外で就職することが多く、優秀な人材の頭脳流出は当該国の大きな課題となっている。

これら高等教育セクターの課題に対応するため、2005年にエジプト政府は、同国内の既存大学とは異なる日本型工学教育の特徴を活かした「少人数、大学院・研究中心、実践的かつ国際水準の教育提供」をコンセプトとした「エジプト日本科学技術大学（E-JUST: Egypt-Japan University of Science and Technology）」の設立支援を我が国に要請した。2009年にはエジプト政府と日本政府が「エジプト・日本科学技術大学の設置に関する日本政府とエジプト政府との間の協定（以下、「二国間協定」）」を締結し、両国政府はE-JUSTの設置及び運営を行っていくことに合意している。これらに基づき、JICAは、技術協力プロジェクト「エジプト日本科学技術大学設立プロジェクト」（2008年～2014年）を通じ、E-JUSTの工学大学院設立支援を行い、その結果同大学院は2010年に開設された。また2014年からは、技術協力プロジェクト「エジプト日本科学技術大学プロジェクトフェーズ2（以下、「本プロジェクト」）」を実施しており、工学大学院の教育・研究能力向上、産業界との連携促進、運営改善等に取り組んでいる。

その後、エジプト政府が2012年に公表した「2022年までの経済・社会開発計画に関する戦略的枠組み」では、高等教育セクターの課題として教育・研究環境の未整備、学生数の多さに起因する教育・研究の質の低下が指摘され、これら課題に対応しつつ、国際的水準の科学・知識の向上により国家のプレゼンス向上を目指すことが記載されている。また、2014年に公表された「高等教育開発のための政府戦略 2015-2030」においても、高等教育の質の向上について、今後の取り組みの強化を目指している旨記載されている。さらに、2016年2月29日両国首脳の間で合意に至った「エジプト・日本教育パートナーシップ（以下、「EJEP」）」の中で、E-JUSTは二国間協力の「礎石」として位置づけられ、両国首脳によるE-JUSTを支援し強化する決意が表明され

ている。このように E-JUST 設立後エジプト高等教育分野の政策の中においても、高等教育の質向上や E-JUST の強化が謳われている。

2016 年 5 月 30 日に開催された E-JUST 第 13 回理事会において、日本政府は、2017 年 9 月に開設が予定されていた工学部及び国際ビジネス・人文学部に対し、我が国が支援していく方針を表明した。本プロジェクトでは、それまで工学大学院を主な協力対象としていたが、同方針を受けて、JICA は計 3 回の運営指導調査団を派遣し、本プロジェクトの協力内容に工学部及び国際ビジネス・人文学部の開設・運営に必要な活動を追加することで E-JUST と合意し、2017 年 8 月 15 日に改訂討議議事録（以下、「R/D」）を締結している。なお、両学部とも当初予定通り 2017 年 9 月 27 日に開設されている。両学部設立後、2017 年 11 月～12 月に本プロジェクトの中間レビューを実施し、この時点までのプロジェクト成果の達成状況の把握、終了時評価に向けて課題の整理を行った。また、同調査の結果を踏まえ、JICA は 2018 年 1 月 17 日に第 2 回の改訂 R/D を E-JUST との間で締結している。

本プロジェクト終了約 6 か月前となる今般、上記中間レビュー結果を踏まえ、同レビュー以降の成果達成状況を再確認し、プロジェクト終了後までの課題の整理を行うことを目的とした終了時評価を実施することとした。また、2017 年 8 月に後継技術協力プロジェクト「エジプト日本科学技術大学（E-JUST）プロジェクトフェーズ 3（以下、「後継プロジェクト」）」がエジプト政府より要請され、2018 年 6 月に日本政府が同案件を採択したことから、後継技術協力プロジェクト詳細計画策定調査を上記終了時評価と同時に実施することとした。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、本プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。加えて、後継プロジェクトの協力計画（案）策定、具体的には同プロジェクトの PDM（案）、PO（案）、RD（案）、事前評価表（案）等の作成に協力する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### （1）国内準備期間（2018 年 9 月上中旬）

#### 1）本プロジェクト終了時評価調査

- ① 既存の文献、報告書等（詳細計画策定調査報告書、中間レビュー報告書、専門家完了報告書、業務実施（委託）契約業務完了報告書、業務実施契約月報、国内支援委員会議事録、各種ワーキング・グループ議事録等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ② 既存の PDM に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価 5 項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、評価グリッド（案）（和文・英文）を作成する。
- ③ 評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、E-JUST、国内支援大学関係者等）に対する質問票（英文・和文）を作成する。
- ④ 前②、③の作業に当たっては、中間レビュー時の評価結果を踏まえ、不足して

いる情報のみ収集することに留意する。

2) 後継プロジェクト詳細計画策定調査

- ① 要請背景・内容を把握する（要請書、上記関連報告書等の収集・分析）
- ② 後継プロジェクトにかかる PDM（案）、PO（案）、RD（案）及び事前評価表（案）を作成する。

3) 共通

- ① 対処方針会議等に参加し、担当分野の調査方針・計画を説明する。

(2) 現地業務期間（2018年9月中下旬）

1) 本プロジェクト終了時評価調査

- ① JICA エジプト事務所、技術協力プロジェクト専門家チーム（以下、「プロジェクトチーム」）の打ち合わせに参加する。
- ② E-JUST 関係者に対して終了時評価の評価手法について説明を行う。
- ③ 評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収・整理するとともにプロジェクト関係者（E-JUST 関係者、プロジェクトチーム関係者等）に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④ 収集した情報・データを分析し、プロジェクト実績の貢献・阻害要因を抽出する。
- ⑤ 国内準備並びに上記①～④で得られた結果をもとに、他の調査団員及び E-JUST 関係者等と共に、評価5項目の観点から評価を行い、終了時評価報告書（案）（英文）の取りまとめを行う。
- ⑥ 協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。

2) 後継プロジェクト協力計画（案）の作成

- ① 採択済プロジェクトに関し、以下の情報・資料を収集し、現状を把握する。
  - a) エジプト国家政策、開発計画における採択済プロジェクトの位置づけ
  - b) エジプト高等教育分野における開発動向
  - c) E-JUST の組織体制（組織、人員、予算）
  - d) 他ドナー、他機関の援助動向
- ② 調査団との協議の上、後継プロジェクトにかかる PDM（案）、PO（案）、RD（案）及び M/M（案）（英文）の作成に協力する。
- ③ 国内準備並びに現地調査で得られた結果を基に、他の調査団員及び現地プロジェクトチーム E-JUST 関係者ととともに、評価5項目の観点から評価を行い、事前評価表案の作成に協力する。

(3) 帰国後整理期間（2018年10月上中旬）

1) 本プロジェクト終了時評価調査

- ① 終了時評価要約表（案）（和文・英文）を作成する。
- ② 担当分野の終了時評価調査報告書（案）を作成し、報告書全体のとりまとめに協力する。

2) 後継プロジェクト詳細計画策定調査

- ① 事業事前評価表（案）を作成する。
- ② 担当分野の詳細計画策定調査報告書（案）を作成し、報告書全体のとりまと

めに協力する。

3) 共通

- ① 帰国報告会に参加し、担当分野の調査結果を報告する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) 本プロジェクトの終了時評価結果要約表（案）（和文・英文）
- (2) 本プロジェクトの担当分野の終了時評価報告書案（和文・英文）
- (3) 後継プロジェクトの詳細計画策定調査報告書案（和文）（PDM（案）、PO（案）、RD（案）、事前評価表（案）含む）
- (4) 後継プロジェクトの事業事前評価表（案）（和文）

上記（1）～（4）については、電子データをもって提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等  
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。  
航空経路は、日本⇄ドバイ⇄カイロを標準とします。

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2018年9月14日～2018年9月28日を予定しています。本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査を開始予定です。

②調査団員

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 副総括（JICA）
- ウ) 協力企画（JICA）
- エ) 評価分析（本コンサルタント）

③現地業務体制

本プロジェクトに派遣されている長・短期専門家は以下のとおり。

- ア) チーフアドバイザー（長期専門家）
- イ) サブチーフアドバイザー（長期専門家）
- ウ) 副学長（国際・地域担当）／学長アドバイザー（長期専門家）
- エ) 副学長（研究担当）／学長アドバイザー（短期専門家）
- オ) アカデミックアドバイザー（人文・ビジネス）／業務調整（長期専門家）
- カ) 技術アドバイザー（長期専門家）

- キ) 業務調整／教育制度（長期専門家）
- ク) 業務調整／機材計画（長期専門家）
- ケ) 業務調整／学部運営支援（長期専門家）（予定）

上記の他、工学系大学院専攻支援のために業務実施契約を締結している専攻幹事4大学関係者、大学事務機能強化支援のために業務実施契約を締結している大学関係者が現地で業務を行っている。

#### ④便宜供与内容

JICAエジプト事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎  
あり。
- イ) 宿舎手配  
あり。
- ウ) 車両借上げ  
全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります）。
- エ) 通訳備上  
日本語⇄アラビア語の通訳を提供（必要に応じ）。
- オ) 現地日程のアレンジ  
JICA が必要に応じアレンジします。ただし、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供  
プロジェクトオフィス内の執務スペース提供（ネット環境完備）。
- キ) 資料等作成  
プロジェクトオフィスの印刷機が使用可能。

## (2) 参考資料

- ①本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部高等教育・社会保障グループ高等・技術教育チーム（TEL:03-5226-8328）にて配布します。
  - ・中間レビュー報告書
  - ・中間レビューミニッツ（2017年12月10日付）
  - ・改訂討議議事録（2017年8月15日、2018年1月17日）
- ②本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。
  - ・エジプト・アラブ共和国 エジプト日本科学技術大学設立プロジェクト事前調査報告書  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000257520.html>
  - ・エジプト・アラブ共和国 エジプト日本科学技術大学設立プロジェクト中間レビュー報告書  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000014248.html>
  - ・エジプト・アラブ共和国 エジプト日本科学技術大学設立プロジェクト終

了時評価報告書

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000030562.html>

- ・ エジプト・アラブ共和国エジプト日本科学技術大学（E-JUST）プロジェクトフェーズ2 詳細計画策定調査報告書

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000032795.html>

- ・ エジプト・アラブ共和国 エジプト日本科学技術大学教育・研究機材調達計画準備調査（先行公表版）

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000026902.html>

- ・ エジプト・アラブ共和国 第二次エジプト日本科学技術大学教育・研究機材調達計画準備調査（簡易製本版）

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000030232.html>

- ③ 本業務本契約に関する以下の資料をJICA調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス ([prtm1@jica.go.jp](mailto:prtm1@jica.go.jp)) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

- ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」  
及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

### (3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAエジプト事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④ 業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上